

「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」の通知

厚生省発第 86 号・平成 11 年 4 月 30 日・厚生事務次官通知

厚生省発児第 86 号

平成 11 年 4 月 30 日

都道府県知事

各 指定都市の市長 殿

中核市の市長

厚生事務次官

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり定められ、平成 11 年 4 月 1 日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。

なお、平成 10 年 6 月 12 日厚生省発児第 105 号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。

ただし、平成 10 年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
(通則)

この交付要綱は、厚生省所管補助金等交付規則（昭和 31 年厚生省令第 30 号）第 2 条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

同通知中「医療費」の説明（抜粋）

アンダーライン部に見るとおり、「医師等」の措置児童等の取り扱いに関して、「健康保険法の取り扱いに準じて支弁して差し支えない。」とされています。

本件は、柔道整復師療養費も健保医療費に含まれているので適用可。

費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(11) 医療費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設の措置児童、里親の委託措置児童、又は一時保護所の一時保護児童であつて、<u>疾病等により医師、歯科医師等によつて診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁を必要と認められるもの。</u></p>	<p>その児童等の医療に必要な経費</p>	<p>次の算式によつて算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、健康保険の医療費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。</p>